

児童福祉審議会新部会の設置について

児童福祉法等改正概要

(令和7年4月18日可決、25日公布、10月1日施行)

○保育所等で虐待等の事案が相次いで発生しており、職員による虐待への対応について規定を新設

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の**通告義務**
- ・都道府県等による**事実確認**や**児童の安全な生活環境を確保**するための必要な措置
- ・都道府県等が行った措置の**児童福祉審議会への報告**、虐待の状況等の**公表**
- ・施設、事業ごとに**虐待への措置等の対応**を行う行政庁を規定

保育所等の職員による虐待の報告については、新たな部会を設置して対応

新たな部会「保育所等子供権利擁護部会」（仮称）

1 部会の役割

○東京都による**事実確認**や**講じた措置等**について**報告を受け**、意見を述べること

- （報告事項）虐待を受けた子供の状況（性別、年齢、その他の心身の状況）
 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
 東京都において行った対応の内容 等

2 委員構成案

○**保育所等や権利擁護に造詣の深い専門家5名**を想定

学識経験者3名（児童福祉分野2名、心理1名）、弁護士1名、医師1名

3 対象施設・事業

保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、児童館

※法改正で追加となる施設、事業のうち、児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、母子生活支援施設については、既存の子供権利擁護部会で対応